定　　款

第１章　　総　　則

第１条（商号）

当会社は、株式会社ヴィンクスと称し、英文ではＶＩＮＸ　ＣＯＲＰ．と表示する。

第２条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．コンピュータソフトウェアの開発、販売、販売代理店業、リースおよび賃貸
２．コンピュータによる情報処理サービス、情報通信サービスおよび情報収集・提供サービス
３．コンピュータシステムおよび情報通信システムの企画、設計、導入、管理、保守および運用
４．データ入力の代行
５．コンピュータおよび周辺機器の製造、販売、販売代理店業、リース、賃貸および保守
６．コンピュータならびに周辺機器の付属品、部品、消耗品、事務用品の製造および販売
７．コンピュータシステムに関する調査、研究、コンサルティング、出版および教育・訓練業務
８．流通・小売業に関するコンサルティング業務
９．コンピュータシステムの開発・運用に関する業務代行および労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業
10．電気通信工事および電気工事の施工、設計、管理ならびに請負
11．前各号に付帯関連する一切の業務

第３条（本店の所在地）

当会社は、本店を大阪市に置く。

第４条（機関）

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

（１）取締役会
（２）監査役
（３）監査役会
（４）会計監査人

第５条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　　式

第６条（発行可能株式総数）
当会社の発行可能株式総数は、４４，８００，０００株とする。

第７条（単元株式数）
当会社の単元株式数は、１００株とする。

第８条（単元未満株式を有する株主の権利）
当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利
（２）会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利
（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第９条（株主名簿管理人）
当会社は、株主名簿管理人を置く。
２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
３．当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第１０条（株式取扱規則）
当会社の株式に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第３章　株　主　総　会

第１１条（株主総会の招集）
当会社の定時株主総会は、毎年３月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第１２条（定時株主総会の基準日）
当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年１２月３１日とする。

第１３条（電子提供措置等）
当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
２．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第１４条（招集権者および議長）
　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によりあらかじめ取締役会において定めた取締役がこれを招集する。当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。
２．株主総会の議長は、あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれにあたる。当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。

第１５条（決議の方法）
　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。
２．会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

第１６条（議決権の代理行使）
　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。
２．株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 ４ 章　　取締役および取締役会

第１７条（取締役の員数）
　当会社の取締役は、１５名以内とする。

第１８条（取締役の選任方法）
　取締役は、株主総会の決議により選任する。
２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
３．取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

第１９条（取締役の任期）
　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第２０条（代表取締役の選定）
　取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。

第２１条（取締役会の招集権者および議長）
　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれを招集する。当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。
２．取締役会の議長は、あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれにあたる。当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締

役がこれにあたる。

第２２条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

第２３条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第２４条（取締役会の決議の省略）

当会社は、会社法第３７０条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第２５条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第２６条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

第２７条（取締役との責任限定契約）

当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第４２３条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章　　監査役および監査役会

第２８条（監査役の員数）

当会社の監査役は、４名以内とする。

第２９条（監査役の選任方法）

監査役は、株主総会の決議により選任する。

２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第３０条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．補欠として選任された監査役の任期は、任期の満了前に退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第３１条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第３２条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

第３３条（監査役会の決議の方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第３４条（監査役会規則）

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第３５条（監査役の報酬）

監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

第３６条（監査役との責任限定契約）

当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間に、同法第４２３条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章　　会計監査人

第３７条（会計監査人の選任方法）

会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

第３８条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第３９条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章　　計　　算

第４０条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年１月１日から１２月３１日までの１年とする。

第４１条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第４５９条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

第４２条（剰余金の配当の基準日）
　　当会社の期末配当の基準日は、毎年１２月３１日とする。
２．当会社の中間配当の基準日は、毎年６月３０日とする。
３．前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第４３条（配当金の除斥期間等）
　　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
２．前項の金銭には利息を付けない。

１９９４年　５月２３日　改定
１９９５年　５月２６日　改定
２００２年　３月１３日　改定
２００２年　３月２３日　改定
２００２年　６月２６日　改定
２００３年　６月２１日　改定
２００４年　６月２６日　改定
２００５年　６月２５日　改定
２００５年　６月２８日　改定
２００６年　６月２９日　改定
２００９年　１月　５日　改定
２０１２年　６月２７日　改定
２０１３年　４月　１日　改定
２０１３年　６月２１日　改定
２０１３年　８月　６日　改定
２０１４年　６月２６日　改定
２０１５年　６月２５日　改定
２０１８年　１月３０日　改定
２０１８年　６月２６日　改定
２０２２年　３月１０日　改定